

介護保険システム等標準化検討会 資格受給者認定ワーキングチーム

第2回議事概要

日時：令和3年10月15日（金）9:30～12:00

場所：日本コンピュータ株式会社 東京本社セミナールーム A・B 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学人間福祉学部教授
出席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
出席	鈴木 明日美	川口市福祉部介護保険課 主任
出席	谷萩 賢治	板橋区健康生きがい部介護保険課 資格保険料係長
出席	関 大介	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 係長
出席	山本 泰司	甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 主事
出席	坂本 郁夫	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 主任

（オブザーバー）

出席	伊藤 豪一	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
欠席	前田 みゆき	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
欠席	池端 桃子	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席	丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
欠席	清水 康充	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	吉積 亮	デジタル庁統括官付参事官付
欠席	羽田 翔	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 室長補佐
出席	巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
		老健局介護保険計画課 社会・援護局障害福祉部企画課 併任
欠席	坂本 裕一	厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐
出席	富澤 直嗣	厚生労働省老健局介護保険計画課 企画法令係長
出席	中村 美咲	厚生労働省老健局介護保険計画課

【議事次第】

1. 開会
2. 第2回 WT の検討概要
3. 1.1 版案への反映
4. その他

【議事概要】

○構成員意見

- ・データ要件・連携要件の考え方で共用と個別のデータセットが設けられると理解している。機能上エラーとしておかないといけない項目が連携項目の中で見えてくると考えている。それを踏まえると、エラー・アラートを考える際に項目ごとにエラーが望ましい等を示すことが可能なか確認したい。
- ⇒（事務局）標準仕様書の本編には記載していないが、機能・帳票要件に記載している。管理項目に対して未入力のチェックを行うか等は全体に係る内容であるため、介護保険共通として定めている。

○構成員意見

- ・一括処理の自動化について、実装オプションとして定義されているが、特別区としては実装必須の機能と考えている。今後、実装オプションから実装必須へ見直すことがあるのか確認させてほしい。
- ⇒（事務局）一括処理の自動化については、来年2月に行う予定の全国意見照会のご意見等を踏まえ、実装必須に見直すことも十分あり得る。本年6月に行った意見照会では一括処理の自動化に関するご意見は多くはない件数であったため、現段階では実装オプションとしている一括処理の自動化は実装必須にしてほしいというご意見ということでしょうか。
- ⇒（構成員）そのとおりである。

○事務局

- ・帳票レイアウト変更不可への対応において、実装オプション項目に対する対応案として、1.0版のレイアウトを見直した上で備考や自由記載欄へ必要な項目を印字する案と、1.1版のレイアウトのままとし、印字しない実装オプション項目の出力箇所を＊等の伏字で埋める案のどちらがよいか、確認したい。
- ⇒（構成員）伏字の案とし、取消線は不要である。
- ⇒（事務局）伏字の場合、住民の方から伏字箇所に関する問合せ等が増えることを懸念している。
- ⇒（構成員）設定により備考に出力したり出力しなかったりすることになりレイアウトが変わること、住民の方が混乱することもあると考えられる。伏字の方が住民の方に理由を説明しやすい。また、前回の通知と比べたときに印字される項目が変わると説明もしづらい部分が出てくる。
- ⇒（厚労省情参室）省令等で定めた項目を印字しないということは許容されないのではないかと考える。また、本人に本人の個人情報を通知するものなので個人情報の守秘義務の問題は生じないとする。そうした場合、伏せて通知することの理由が見当たらないのではないかと考える。
- 伏字を印字したい理由としては何が想定されるのか確認したい。
- ⇒（構成員①）介護保険料減免通知書の場合、減免前保険料額と減免後保険料額で確定前の保険料額を印字することにより、住民の方が混乱されることが懸念されるため、伏字を印字する。
- ⇒（構成員②）伏字での対応となった場合、事務局の懸念どおり住民から問合せ等が増えることが懸念される。そのため、対応案は備考や自由記載欄の対応がよい。
- ⇒（構成員③）問合せ等の増加は懸念されるため、対応案は備考や自由記載欄の対応がよい。
- ⇒（構成員④）対応案は備考や自由記載欄の対応がよい。

- ⇒（構成員⑤）伏字の対応とする場合、取消線は不要と考えるが、対応案としては備考や自由記載欄の対応が運用上よいと考える。
- ⇒（事務局）備考や自由記載欄のご意見が多いところではあるが、構成員①のご意見も踏まえた上で対応を進める。
- ⇒（構成員①）他の自治体構成員のご意見も鑑み、伏字ではなく備考や自由記載欄の案で問題ないため、先ほどの意見は訂正させてもらう。
- ⇒（事務局）備考や自由記載欄の対応案で了承いただいたため、対応を進める。

○厚労省情参室

- ・構成員から一括処理時の自動化にて実装オプション機能に対する意見があがったが、標準仕様で実装オプションとしている機能について、現行システムにて機能を提供しているベンダと提供していないベンダがあると認識している。標準準拠システムにおいて、現在提供しているベンダに対して、引き続き実装オプション機能を提供するの可否か確認する予定はあるのか確認してほしい。ベンダの意向を確認することで、自治体に対しても安心感を与えることが可能と考える。
- ⇒（デジタル庁）実装オプション機能は実装されなかったとしても標準準拠システムとして認められることになるため、提供されないことも十分考えられる。一方で、現行システムにて機能を提供しており、一定のニーズがあるために実装オプション機能になっている認識である。基本的に理論上は需要と供給の関係であると思うが、現実的にベンダが限られている中で、懸念点が現実化することもあるため、ベンダとも密に意見交換等を行う必要があると考える。
- ⇒（厚労省情参室）検討会に参画している8ベンダに対して、実装オプション機能の提供予定等の意向確認は行う予定はあるのか確認したい。確認している場合は状況を教えてほしい。
- ⇒（事務局）令和3年9月時点での確認内容になるが、2,3のベンダは実装オプション機能をすべて対応する予定で、1,2のベンダはまずは実装必須を対応し、その後状況に応じて実装オプション機能を提供するか優先順位等を踏まえ判断し対応する予定ということであった。AllinOneシステム等の中小都市を主とするベンダは、現行自治体をしっかり対応する前提で実装するオプション機能は選択していく予定であるということであった。
- ⇒（厚労省情参室）構成員が求める実装オプション機能は、実装オプション機能をすべて実装するベンダを選択すれば実現できるかもしれないということによいか。
- ⇒（事務局）ヒアリングとして、各ベンダに現行システムを利用している自治体への取り組みを考えているか確認したところ、すべてのベンダからは現在の自治体に対してはしっかり対応していくという回答であった。まずは現行のベンダに、実装オプション機能に対する意向を確認してもらうほうがよいと考える。
- ⇒（厚労省情参室、構成員）了解した。

○厚労省情参室

- ・現在のシステムに自治体独自の事業を処理するための機能があるかどうか、自治体構成員に確認したい。
- ⇒（構成員①）EUC機能を利用したシステム外の機能はあるが、介護保険システム内で機能はない認識である。
- ⇒（厚労省情参室）標準準拠システムを導入しても現行の運用は変わることはないという認識で問題ないか。
- ⇒（構成員①）その認識である。
- ⇒（構成員②）独自の事業が具体的にどういった事業かによるが、少なくとも担当業務では独自の事業はないと認識である。
- ⇒（構成員③）今思いつく範囲では独自の事業はない認識である。内部で確認した場合に独自の事業に関する機能があるかもしれない。
- ⇒（厚労省情参室）補足すると、先日開催した障害者福祉のWTにて障害支援区分判定ソフトとの連携で判定結果の取込みについて議論が行われた。障害者福祉システムでは判定された結果を入力することが必須とされている。判定ソフトの利用方法として、判定ソフトを直接使用する方法、組込型システム、分離連携型システムと大きく3パターンに分かれる。何れの利用方法は現行の運用方法としてすべて実在しており、障害者福祉の標準仕様では何れの利用方法でも差し支えないとしていた。デジタル庁に利用方法について、改めて確認したところ判定結果の入力が必須とされているのであれば何れかの利用方法でも差し支えないと回答を得ている。介護保険においても、自治体によって運用方法は変わるのではないかと考えており、標準仕様書には障害者福祉と同様の記載となっているため、改めて確認したいと考えている。まず、認定ソフトとの判定結果の連携について、確認させてほしい。また、独自の事業に関する機能があれば教えてほしい。
- ⇒（構成員③）認定ソフトでの判定結果をCSVファイルで連携し介護保険システムに取り込んでいる。
- ⇒（構成員④）介護保険システムに認定ソフトを組み込んで処理を行っている。その他の独自事業については特になし認識である。
- ⇒（構成員⑤）標準準拠システムに抵触する範囲では特になし認識である。給付関係に独自の事業はあるが、Excelやツール等で対応しているはずである。また、認定ソフトに関してはCSVファイルで連携を行っている。
- ⇒（厚労省情参室）デジタル庁に確認したい。介護保険においても認定ソフトの利用方法は組込型やCSVファイルでの連携といった実情がある。障害者福祉と同様に認定結果を取り込むことが必須ということであれば、現在の標準仕様書の記載のとおり、認定ソフトの利用方法は引き続き同様の方法で差し支えないという考えでよいか確認したい。
- ⇒（デジタル庁）標準準拠システムにおいて、CSVファイルでの連携や組込型を利用することが全国で当たり前であれば、標準仕様の機能要件として明記することも考えられる。
- ⇒（厚労省情参室）認定ソフトは国が配付しているものであり、判定に伴うアルゴリズム等は公開されておらず、標準仕様書に記載することは適切でないこととしている。そのため、国が配付することを引き続き行うことを原則としているため、標準化範囲外と整理している。認定審査会の機能についても範囲外の整理としているが、認定ソフトの組込型やCSV連携がGov-Cloud上で運用できないと効率性や処理の安定性を確保できないことが懸念される。範囲外の機能についても

Gov-Cloud上で一体的に運用することは差し支えないと考えてよいのか。

- ⇒（デジタル庁）Gov-Cloudについては現在先行事業等の検証を踏まえて密接に関連するシステムがどこまでの範囲なのかは整理されることとなる。考え方の方向性としては、全国で使用されているソフトであれば、標準仕様にて標準化範囲外であっても対象とするシステム名を明記し連携できることを機能要件として記載してもらうことで、標準準拠システムと一緒に利用するシステムであることが明示できると考えるため、標準仕様での記載ぶりは相談させてほしい。
- ⇒（厚労省情参室）範囲外の機能を標準仕様に連携できることを要件として記載した上で、Gov-Cloud上で運用する根拠として整理することになると思うが、標準化範囲外の機能であるため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条2項が適用されていると認識で問題ないか。
- ⇒（デジタル庁）標準化法第8条2項は標準準拠システム自体に追加及び改変を加えることになる認識である。Gov-Cloudに構築できるかどうかは先行事業等の検証を踏まえて整理することになる。
- ⇒（厚労省老健局）標準化法第8条2項は、標準化範囲外のことを指している認識であったが、範囲内のことを指しているということか確認させてほしい。
- ⇒（デジタル庁）まず、標準化に関する事務の話とシステムの話の切り分けて解釈してほしい。標準化法第8条1項にて標準準拠システムのノンカスタマイズを原則とすることが示されている。ノンカスタマイズの原則を外す例外規定が第8条2項になる。ノンカスタマイズの例外というのは、標準準拠システム自体を改変することになる。改変することというのは、標準化対象事務として整理されたものは標準準拠システムに必ず実装されているため、標準化対象事務以外と整理されているものが標準準拠システムに組み込まれる場合になると整理できる。
- ⇒（厚労省老健局）内容については理解した。今後とも内容については当省とも整理させてほしい。

以 上